

大和都市計画地区計画の決定（大和郡山市決定）

都市計画 郡山城跡公園地区 地区計画を次のように決定する。

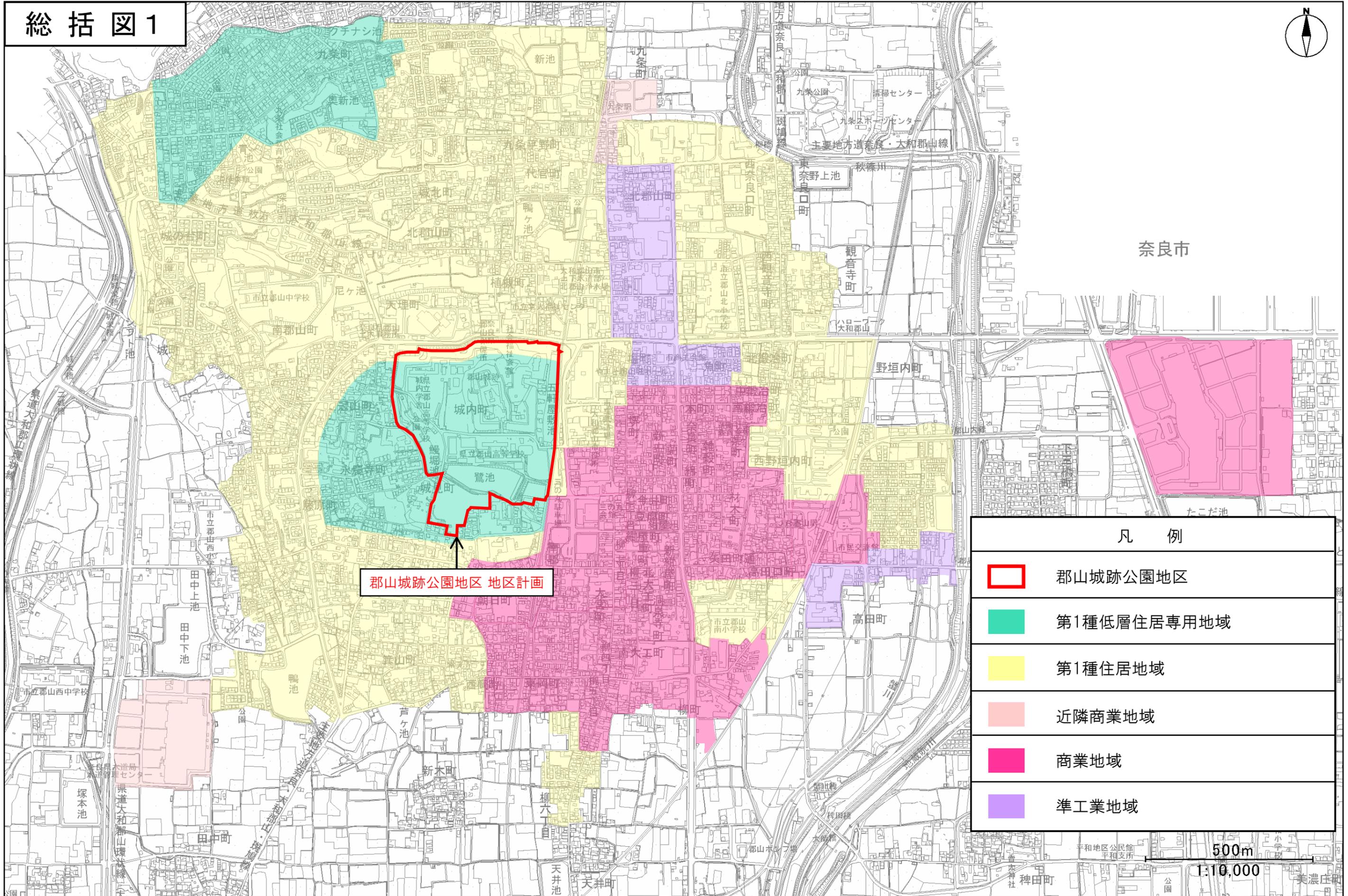
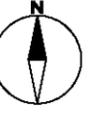
名称（地区名）		郡山城跡公園地区 地区計画
位置		大和郡山市城内町、城見町、北郡山町の一部
面積		約21.2ha
地区の目標		本地区は本市の中心市街地に位置し、近鉄郡山駅やJR郡山駅から徒歩圏内でもありアクセス性の良い地区である。また、郡山城跡公園は国史跡指定を視野に入れた整備を行っており、今後、来訪者の増加が見込まれる。本計画は郡山城跡公園の整備に合わせて、郡山城跡等の地域資源を活かしつつ、来訪者が憩うことができるよう適切な土地利用の規制・誘導等を行うことを目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区を3つの地区に区分し、それぞれの地区の特性に合わせて土地利用を定める。 1. 「A地区」は公園用地とする。 2. 「B地区」は学校用地とする。 3. 「C地区」は神社用地とする。
	地区施設の整備の方針	遺跡の保全・活用とのバランスを考慮しながら資する建造物等の復元や、市民に親しまれる公園整備を目指し、歴史公園としての価値を高める。
	建築物等の整備の方針	周辺の居住環境に配慮しつつ公園施設等を整備するため、建築物の用途の制限等に留意して各地区の建築物等の整備を誘導し、当該地区の風致の基準を遵守する。
地区整備計画	建築物等に関する事項	次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 <b>【A地区】</b> (1) 住宅 (2) 店舗等（当該区域内及びその周辺の良い住環境との調和を図りながら公園利用者に便益を供する売店、飲食店に限る。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの (3) 事務所（都市公園法第2条第2項第8号の管理施設（管理事務所）に限る） (4) ホテル、旅館           (5) 体育館 (6) 博物館、図書館       (7) 休憩所、公衆便所 (8) 復元する歴史的建造物※1（郡山城跡保存活用計画に記載のものに限る。） (9) 前各号の建築物に附属するもの <b>【B地区】</b> (1) 高等学校               (2) 同窓会館               (3) グラウンド施設 (4) 復元する歴史的建造物※1（郡山城跡保存活用計画に記載のものに限る。） (5) 前各号の建築物に附属するもの <b>【C地区】</b> (1) 神社                       (2) 公衆便所 (3) 復元する歴史的建造物※1（郡山城跡保存活用計画に記載のものに限る。） (4) 前各号の建築物に附属するもの
		建築物等の用途の制限

地区整備計画	建築物等に関する事項	容積率の最高限度	10分の6
		建蔽率の最高限度	10分の4
		建築物の高さの最高限度	1. 建築物の高さの最高限度は10メートルとする。 2. 前号の建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。 3. 市長が周囲の景観上支障がないと認め、大和郡山市都市計画審議会の了承を得た場合は、第1号の制限を超えることができる。
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、道路側は2メートル以上、隣地側は1メートル以上とする。
		建築物の形態等の制限	次の各号に適合するものとする。 (1) 屋根の形状は勾配屋根（片流れ屋根等を除く。）とし、部材・色彩は、和型瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料とし、和型瓦の場合、色は濃灰、もしくは黒等とする。 (2) 外壁は、表面がリシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は白、ベージュ、グレー、薄茶等とする。
		工作物の形態等の制限	次の各号に適合するものとする。 (1) 塀等は、表面がリシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は白、ベージュ、グレー、薄茶等とする。 (2) フェンス、柵、棒状工作物等は、表面が濃茶等で着色されたものとする。 (3) 道路に接する擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。また、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は濃灰等とする。 (4) 上記以外の工作物については、濃灰、濃茶等で着色されたものとする。
		土地利用に関する事項※2	緑化面積は敷地面積の20%以上とすること。※2 緑化にあたっては郷土種を用いる等、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図ること。

※1 「復元する歴史的建造物」とは、今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下「遺跡」という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁行等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）等により、遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為をいう。

※2 緑化面積の算定は、大和郡山市風致地区条例施行規則に準拠します。

# 総括図1



奈良市

郡山城跡公園地区 地区計画

## 凡例

	郡山城跡公園地区
	第1種低層住居専用地域
	第1種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域

500m

1:10,000

# 計画図 1

